令和８年１０月　日

物流効率化法における特定荷主等の定期報告の作成方法と提出方法に係る荷主及び物流事業者向け説明会の開催について

国土交通省物流・自動車局物流政策課
経済産業省商務・サービスグループ流通政策課物流企画室
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課

日頃より持続可能な物流の実現に向けて御協力いただき、感謝申し上げます。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和６年法律第 23 号）が令和８年４月１日に全面施行され、改正後の物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づき、一定規模以上の荷主（発荷主及び着荷主）、連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部等）及び物流事業者（トラック事業者及び倉庫業者）は特定事業者として指定され、物流の効率化に向けた中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられます。

そのため、特定事業者に指定された事業者については、事業所管省庁に対して、毎年度７月末日までに定期報告を電子システムにて提出することが必要となります。

つきましては、特定荷主等の定期報告に関する内容や電子システムを使った申請方法について、荷主事業者、物流事業者及び関係団体等を対象に、別紙のとおりオンライン説明会を開催いたします。

説明会開催要領

１．日時

令和８年１１月２４日（火）１４時００分～１５時００分

※　後日、国土交通省・経済産業省・農林水産省の各 web サイトに資料及び録画した説明会の動画を掲載する予定ですので、予めご了承の上ご参加ください。

【掲載先】

国土交通省：物流・自動車：物流効率化法について（荷主・物流事業者の皆様へ）　- 国土交通省

経済産業省：物流効率化法について：経済産業省

農林水産省：食品等の流通の合理化について：農林水産省

２．実施方式

WEB 会議方式（Microsoft Teams）で実施することとし、電子会議室は以下のとおりですので、当日お時間になりましたら「今すぐ会議に参加する」をクリックし、参加ください。　**※事前申し込みは不要です**

今すぐ会議に参加する（会議 ID：458 194 815 204 995 パスコード：89Gv9sd2）

予備回線（本回線が定員に達し、入室出来ない場合は予備回線から参加下さい。）

今すぐ会議に参加する（会議 ID：441 571 050 331 848 パスコード：3Uj7qx2k）

３．内容

・物流効率化法に関する最新状況

・特定荷主における定期報告の記載の記載例と注意点

・電子システム申請時における定期報告の提出方法と注意点

４．説明対象者

荷主事業者、物流事業者及び関係団体の担当者

※　自らの事業に関して継続的にトラック事業者との間で運送契約を締結し、又は貨物の受渡しを行っている事業者（公的組織を含む。）は荷主に該当し得ます。

５．担当者

国土交通省物流・自動車局物流政策課

電話：03-5253-8801（直通）　　担当：堀田、田中、岩本

経済産業省商務・サービスグループ流通政策課物流企画室

電話：03-3501-0092（直通）　　担当：鱸、新井

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

電話：03-3502-5741（直通）　　担当：角谷、本川、本田